

企業主導型保育事業利用時の教育・保育給付認定について

企業主導型保育事業を利用するにあたり、保護者の就労状況などに応じて、仙台市の教育・保育給付認定が必要となる場合があります。

(1) 利用するために必要な場合

事業実施者では、企業主導型保育事業の対象児童となることが確認できない場合^{※1}。

(例：保護者のどちらかが、保育施設等を設置している企業の従業員ではない場合など)

(2) 無償化のために必要な場合

上記以外で、「3歳以上児」又は「住民税非課税世帯等^{※2}の3歳未満児」に該当する場合

※1 従業員枠をご利用の場合は、教育・保育給付認定がなくても無償化となることがあります。詳しくは、利用予定の施設にご確認ください。

※2 「住民税非課税世帯等」には、生活保護法による被保護世帯、児童福祉法による里親、小規模住居型児童養育事業者（ファミリーホーム）が含まれます。

また、住民税非課税の該当有無は、4月から8月は前年度分、9月から翌年3月は当該年度分の市町村民税額に基づいて判定します。

1. 申請書類等の提出先

教育・保育給付認定の申請は、利用する施設を通じて、利用児童が居住する区の区役所保育給付課（青葉区の宮城総合支所管内に居住する場合は、宮城総合支所保健福祉課）へ提出してください。申請には、「4.（ア）～（ウ）」の書類が必要です。指定様式は、仙台市ホームページからダウンロードできます。右記二次元コードからご覧ください。



<https://www.city.sendai.jp/kodomo-kankyosebi/kigyosyudogata.html>

2. 教育・保育給付認定決定通知書発行までの流れ

仙台市では、毎月2回、教育・保育給付認定決定通知書を発行しています。受付期限と発送日は以下のとおりです。また、支給認定証の交付を希望する場合は、教育・保育給付認定申請書中の「支給認定証の交付を希望する」を選択してください。

受付期限	教育・保育給付認定決定通知書発送日
毎月5日	当月15日頃
毎月20日	当月末日頃

※ 土日祝日等にあたる場合は、それぞれ前開庁日が受付期限となります。

※ 教育・保育給付認定は、ご申請いただいた即日に認定されるものではありません。

企業主導型保育事業の利用が決定しましたら、速やかにご申請ください。

3. 教育・保育給付認定期間

教育・保育給付認定では、3号認定は3歳の誕生日の前々日まで、2号認定は小学校就学日の前日までが認定有効期間となります。ただし、求職活動・出産・就学等を理由として認定を受けた場合は、認定有効期間に制限がかかるため、上記より短い場合があります（例：求職活動…認定開始日（申請した月の初日以降）から90日または3か月のうち短い期間を経過する月の末日まで）。

認定有効期間の延長を希望する場合は、再度申請が必要となりますので、改めて必要書類をご用意いただき、有効期間内にお手続きくださいますようお願いいたします。

◆ 3歳の誕生日以降も同施設を引き続き利用する場合（3号認定 → 2号認定）

◆ 認定有効期間の終了後も保育の必要性の事由に該当する場合（2号・3号認定の継続）

裏面につづく

4. 教育・保育給付認定申請の必要書類

(ア) 子ども・子育て支援制度 教育・保育給付認定申請書(2・3号認定用(企業主導型))

(イ) マイナンバー(個人番号)記入用紙(2・3号用)

(ウ) 保育を必要とすることを証明する書類(以下のいずれか該当するもの)

※ 保護者のどちらかが事業者には雇用されている場合でも、**保護者両方**の保育の必要性が確認できる書類の提出が必要です。

※ ひとり親の場合は、別途ひとり親であることを証明する書類(戸籍の全部事項証明書の写しや児童扶養手当証書の写しなど)が必要です。

状況		提出書類
就労 (64時間以上)	お勤めの方、自営業の方 (法人に該当する場合)	就労証明書(指定様式)
	自営業の方(法人に該当する場合を除く)	保育を必要とするものの申告書(証明書)(指定様式) 事業実態が確認できる書類(帳簿や契約書等)
求職活動	求職活動中の方	保育を必要とするものの申告書(証明書)(指定様式)
出産	産前産後各8週間以内の方	母子健康手帳の写し (母の氏名・出産予定日の記載があるもの)
疾病等	病気、けが、障害を有している方	診断書または障害者手帳の写し
介護等 (64時間以上)	家庭内の親族を常に介護している方	保育を必要とするものの申告書(証明書)(指定様式) 診断書・障害者手帳・介護保険被保険者証いずれかの写し
就学等 (64時間以上)	学生の方、職業訓練等を受けている方等	保育を必要とするものの申告書(証明書)(指定様式) 在学証明書等

※ 利用開始希望日から6ヶ月以内の証明日(記入日)の書類のみ受付いたします。

※ 提出書類に不備がある場合、再提出をお願いする場合があります。

※ 自営業の方(法人に該当する場合を除く)の提出書類のうち、「事業実態が確認できる書類」については、利用開始希望日が令和8年4月1日以降の場合のみご提出ください。また、提出書類の詳細は仙台市ホームページをご確認ください(表面二次元コードから)。

※ 求職活動中の場合の教育・保育給付認定期間は、認定開始日(申請月以降)から90日または3か月のうち短い期間を経過する月の末日までとなります。

5. お問い合わせ先

(1) 企業主導型保育事業の無償化について

各施設へお問い合わせください。

(2) 教育・保育給付認定(2号・3号)について

各区 保育給付課 保育係・宮城総合支所 保健福祉課 保育給付係までお問い合わせください。

区	郵便番号	住所	代表電話番号	内線
青葉区役所	980-8701	青葉区上杉一丁目5番1号	022-225-7211	6763
青葉区役所 宮城総合支所	989-3125	青葉区下愛子字観音堂5番地	022-392-2111	5446
宮城野区役所	983-8601	宮城野区五輪二丁目12番35号	022-291-2111	6763
若林区役所	984-8601	若林区保春院前丁3番地の1	022-282-1111	6763
太白区役所	982-8601	太白区長町南三丁目1番15号	022-247-1111	6763
泉区役所	981-3189	泉区泉中央二丁目1番地の1	022-372-3111	6763

○宮城総合支所の所管区域(下記以外の青葉区の区域は青葉区役所が所管)

赤坂、愛子中央、愛子東、芋沢、大倉、落合、上愛子、国見ヶ丘、熊ヶ根、栗生、郷六、作並、下愛子、高野原、中山台、中山台西、中山吉成、錦ヶ丘、ニッカ、新川、南吉成、みやぎ台、向田、吉成、吉成台、臨済院